

東京高等裁判所事務処理規則（制定 昭23.6.30）

改正 昭23. 9. 10、昭23. 11. 12、昭23. 12. 11
昭24. 5. 28、昭24. 12. 24、昭26. 12. 21
昭27. 6. 26、昭29. 6. 28、昭35. 12. 13
昭40. 6. 24、昭44. 12. 19、平16. 3. 19
平17. 3. 18、平20. 7. 7、平24. 3. 16
令 元. 6. 28、令 6. 3. 8

第1条 東京高等裁判所が司法行政事務を行うのは、法令又は規則に別段の定めがあるものを除き、裁判官会議の議によるものとし、東京高等裁判所長官（以下「長官」という。）が、これを総括する。

第2条 裁判官会議については、法令又は規則に定めるもののほか、別に定めるところによる。

第3条 裁判官会議は、法令又は規則に別段の定のあるものを除き、司法行政事務を長官に委任するものとする。

ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

- (1) 規則の制定及び改廃
- (2) 裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えがあるときの代理順序
- (3) 開廷の日割
- (4) 裁判官会議において、特に委任事項から除外した事項

2 長官が、前項により委任された事務のうち、別表に掲げる事務を処理するときは、あらかじめ、その区分に従い、常置委員会の同意を得又は常置委員会に諮問しなければならない。

3 長官は、第1項の規定により委任された事務を処理したときは、次の裁判官会議にこれを報告しなければならない。

第3条の2 長官は、前条第1項の規定により委任された司法行政事務の一部を知的財産高等裁判所長（以下「知財所長」という。）に委任することができる。

2 知財所長は、前項の規定により委任された事務を処理したときは、長官にこれ

を報告しなければならない。

第4条 東京高等裁判所に常置委員会を置く。

- 2 常置委員会は、長官の行う司法行政事務につき、同意し、若しくは承認し、又は長官の諮問に応じ意見を答申するほか、司法行政事務の運営について企画し、意見を述べることができる。
- 3 常置委員のうち、別に定めるものは、長官の行う事務を常時補佐する。
- 4 長官は、必要があると認めるときは、常置委員会に事務を処理させることができる。
- 5 常置委員会は、長官の同意を得て、前項の事務処理を、更に常置委員又は他の裁判官に委嘱することができる。
- 6 常置委員会の組織及び運営の方法は、別に定める。

第5条 東京高等裁判所に分限事件調査委員会を置く。

- 2 分限事件調査委員会は、裁判官分限法（昭和22年法律第127号）第6条の規定による申立及び同法第8条の規定による抗告に関する事項につき、長官の請求により、事件を調査し意見を答申する。
- 3 分限事件調査委員会の組織及び権限は、別にこれを定める。

第6条 長官に差し支えがあるときは、裁判官会議が毎年あらかじめ指名した裁判官が指名の順序に従って、長官を代理してその職務を行う。

- 2 前項の裁判官は民事部5人及び刑事部5人とする。

第7条 東京高等裁判所は、知的財産高等裁判所に関するものを除き、必要があると認めたときは、特に、裁判官の1人又は数人に司法行政事務の一部を行わせることができる。

第8条 東京高等裁判所は、最高裁判所が定める数の部を置き、知的財産高等裁判所を除く東京高等裁判所の部は、民事部、刑事部及び特別部とする。

- 2 前項の民事部、刑事部及び特別部には合議体を構成するに足りる裁判官を置く。
- 3 知的財産高等裁判所に勤務する裁判官以外の各裁判官は、これを第1項の民事部又は刑事部に配置する。

第 9 条 合議体は、一つの部の裁判官でこれを構成する。

2 合議体では、長官及び第 11 条第 1 項の裁判官が、裁判長となる。

第 10 条 東京高等裁判所は、知的財産高等裁判所を除く東京高等裁判所における裁判事務の分配、裁判官の配置、裁判官に差し支えがあるときの代理順序及び開廷の日割については、毎年 12 月あらかじめこれを定める。

2 前項の規定により定められた裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えがあるときの代理順序は、一つの部の事務が多すぎるとき、裁判官が退官し、転官し、又は転所したとき、その他長期にわたる欠勤等のため裁判官に引き続き差し支えがあるときを除いては、司法年度（1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。）中これを変更しない。

第 11 条 第 8 条第 1 項の部の事務は、部に属する裁判官の議によるものとし、長官及び部に属する裁判官のうち最高裁判所の指名した 1 人は、その属する部の事務を総括する。

2 前項の裁判官に差し支えがあるときは、前条第 1 項の規定により裁判長につき定められた順序により、他の裁判官が、その部の事務を総括する。

3 各部における裁判事務の分配は、その部においてこれを定める。

附 則

1 この規則は、昭和 23 年 7 月 1 日からこれを施行する。

2 東京高等裁判所裁判官会議規則は、これを廃止する。

附 則（昭 23. 9. 10 改正）

この規則は、下級裁判所事務処理規則施行の日（昭和 23 年 10 月 1 日）から、これを施行する。

附 則（昭 23. 11. 12 改正）

この規則は、昭和 23 年 10 月 13 日から、これを施行する。

附 則（昭 23. 12. 11 改正）

この規則は、昭和 24 年 1 月 1 日から、これを施行する。

附 則 (昭 24. 5. 28 改正)

この規則は、昭和 24 年 6 月 1 日から、これを施行する。

附 則 (昭 24. 12. 24 改正)

この規則は、昭和 25 年 1 月 1 日から、これを施行する。

附 則 (昭 26. 12. 21 改正)

この規則は、昭和 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (昭 27. 6. 26 改正)

この規則は、昭和 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭 29. 6. 28 改正)

この規則は、昭和 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭 35. 12. 13 改正)

この規則は、昭和 36 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の規定は、昭和 35 年 12 月 13 日から施行する。

附 則 (昭 40. 6. 24 改正)

この規則は、昭和 40 年 6 月 24 日から施行する。

附 則 (昭 44. 12. 19 改正)

この規則は、昭和 44 年 12 月 19 日から施行する。

附 則 (平 16. 3. 19 改正)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平 17. 3. 18 改正)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平 20. 7. 7 改正)

この規則は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平 24. 3. 16 改正)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令元. 6. 28 改正)

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (令6.3.8改正)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

第 1 常置委員会の同意を要する事項

- (1) 裁判官に対する職務代行命令に関する事項
- (2) 裁判官分限法（昭和 22 年法律第 127 号）第 6 条の規定による申立及び同法第 8 条の規定による抗告に関する事項

第 2 常置委員会に諮問することを要する事項

- (1) 最高裁判所が任免権を有する職員の身分に関する意見具申に関する事項
- (2) 東京高等裁判所が任免権を有する次の職員に係る任免補職懲戒に関する事項

ア 次の東京高等裁判所（知的財産高等裁判所を含む。）所属の職員
長官秘書官
主任書記官、訟廷管理官（副管理官）又は裁判部企画官たる裁判所書
記官
課長（総括企画官、文書企画官、企画官）又は課長補佐（専門官）た
る裁判所事務官

家庭裁判所調査官

イ 次の東京高等裁判所管内の地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所所
属の職員

主任書記官、訟廷管理官（副管理官）、裁判部企画官又は裁判員調整
官たる裁判所書記官

主任家庭裁判所調査官たる家庭裁判所調査官

課長（文書企画官、企画官）又は課長補佐たる裁判所事務官

- (3) 裁判所法第 80 条第 2 号の監督に関する事項
- (4) 裁判官その他の職員の分限についての調査に関する事項
- (5) 裁判官の填補基準に関する事項
- (6) 裁判所の設置、昇格、移転、廃止及び管轄区域の変更に関する意見具申

に関する事項

- (7) 職員組合に関する重要な事項
- (8) 東京高等裁判所の分限事件調査委員会の委員、幹事及び書記の指名に関する事項